

東海第二発電所における
原子炉の安全停止に必要な機器の選定について

変更部分抜粋

前記で抽出された系統も含め、系統図、単線結線図、展開接続図から原子炉の安全停止に必要な機器及び盤等（ポンプ、電動機、弁等及びこれらに関連する電源盤、制御盤等）を抽出し、抽出された各機器に対し、火災による原子炉の安全停止に必要な機能への影響を考慮し、火災防護対策の要否を評価した。その結果を添付資料5に示す。

なお、火災防護対策の評価対象となる各機器は以下の考え方にに基づき抽出した。

a. 機器の抽出

系統機能を確保するために必要な主配管上の機器（ポンプ、ファン、電動機、電動弁、空気作動弁、容器等）は全て抽出する。ただし、火災の影響を受けない不燃材料で構成された配管（燃料油配管は除く）※、手動弁、逆止弁及びタンクについては除外する。また、誤作動を考慮しても、原子炉の安全停止に影響を及ぼさない機器については、対策は否とする。

系統機能を確保するために必要な主配管上に設置されていない他系統と接続されるバウンダリ弁（電動弁、空気作動弁）については、誤動作による原子炉の安全停止への影響を考慮して対策の要否を評価する。ただし、二次弁の火災による誤動作が想定されない逆止弁や手動弁の止め弁がある場合については、一次弁までを抽出範囲とする。（第2-4図）

※ 配管（燃料油（軽油）配管）

不燃材料で構成されるが、可燃物である燃料油（軽油）を内包するため、万一の燃料油漏えいによる火災影響を考慮し、火災防護対策機器として選定する。